

協 定 条 項

東牟婁地方小・中学校 GIGA スクール用コンピュータ保守業務等共同調達に関する協定書

和歌山県市町村教育情報化推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、東牟婁地方の小・中学校 GIGA スクール用コンピュータの保守業務等について、次のとおり協定を締結する。

なお、構成市町村は、以下の市町村教育委員会である。

新宮市教育委員会、那智勝浦町教育委員会、太地町教育委員会、古座川町教育委員会
北山村教育委員会、串本町教育委員会

（目的）

第1条 本協定は、東牟婁地方小・中学校 GIGA スクール用コンピュータの保守業務等について、甲及び乙の相互の密接な連携と協力により、誠実に実施することを目的とする。

（基本仕様）

第2条 乙は、別紙1「仕様書」に基づき、甲構成市町村と協議の上、随時契約を行うこと。

（契約金額等）

第3条 乙は、別紙2「契約金額」に基づき、甲構成市町村と契約すること。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の別紙1、別紙2並びに東牟婁地方小・中学校 GIGA スクール用コンピュータの保守業務等の契約により知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。なお、該当の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（その他）

第6条 その他、甲及び乙は、東牟婁地方小・中学校 GIGA スクール用コンピュータの運用に関する必要な協力を行い、甲構成市町村における小・中学校学習者用コンピュータの利用を推進するものとする。

本協定の締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山県市町村教育情報化推進協議会
会 長 印

乙
乙 印

東牟婁地方小・中学校GIGAスクール用コンピュータ保守業務等共同調達

契約金額決定通知書

一般競争入札の結果、下記のとおり1アカウントあたりの月額単価が決定しました。

1 取引価格

項目	月額単価（税抜）	月額単価（税込）
1アカウントあたりの月額単価	円	円

※ 各市町村別の契約金額は、別紙のとおり

2 対象台数 台

3 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

東牟婁地方小・中学校GIGAスクール用コンピュータ保守業務等共同調達に係る契約等

予定価格	総額（税抜き）	総額（税込み）	積算
保守費用（60か月）			円(税抜き)/月 × 60か月 × アカウント

保守費用 60か月			
市町村	アカウント数	総額（税抜き）	
			積算
新宮市		0 円	円(税抜き)/月×60か月× アカウント
那智勝浦町		0 円	円(税抜き)/月×60か月× アカウント
太地町		0 円	円(税抜き)/月×60か月× アカウント
古座川町		0 円	円(税抜き)/月×60か月× アカウント
北山村		0 円	円(税抜き)/月×60か月× アカウント
串本町		0 円	円(税抜き)/月×60か月× アカウント
予定価格	0台	合計（税抜き）	合計（税込み）
		0 円	0 円